



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- \*22 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*23 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 6
- \*24 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 10
- \*25 警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 11
- \*26 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 11
- \*27 和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 11

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第22号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表及びイの表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別職務分類表

職務の級		組織								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事	共 通	※福祉主事 又は福祉技師  ※医療主事 又は医療技師								
	本 庁	※航海士 ※機関士 ※通信士		※主査航海士  ※主査機関士  副主査航海士  副主査機関士  検査専門員	※船 長 ※機 関 長	総括課長補佐  政策審議員  改革推進員  監察査察員  調 査 員 検 査 員 主任航海士	※室 長 副 室 長 分 室 長  旅券事務長  総括審議員  総括監察査察員  総括検査員		知事室次長  行政改革担当参事  国際担当参事  生活安全参事  食品安全参事  労働政策参事	危機管理監  監察査察監  知事室長 理 事 技 監  会計管理者

						主任機関士			ねんりんピック担当参事 会計局長
地方機関	共通					専門技術員 調査員	総括専門員		
	振興局					出張所長 会計専門員 会計駐在員 旅券駐在員 検査員 入札契約統括員	※所長 支所長 副参事 次長 支所次長 管理保全課長		
	東京事務所						企業誘致統括員		
	県税事務所					県税窓口統括員	次長		
	消防学校				※教務主任		副校長		
	防災航空センター						次長		
	文書館						次長		
	環境衛生研究センター						次長		
	消費生活センター					支所長	次長		
	子ども・女性・障害者相談センター				室長		次長		
	紀南児童相談所						次長 分室長		
	仙溪学園						次長		
	精神保健福祉センター						次長		
保健所						支所長 次長			

						支所次長			
	高等看護学院				事務長代理	事務長	副学院長		
	こころの医療センター					事務局次長	事務局長		
	公営競技事務所					次 長			
	産業技術専門学院	※職業指導員				副学院長			
	工業技術センター					副 所 長			
	水産試験場	※航海士 ※機関士 ※通信士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士	※船 長 ※機 関 長 主任航海士 主任機関士				
	農業大学校			助 教	総務部長 農学部長 次 長 准 教 授	所 長 副 校 長 教 授 林業研修部長			
	南紀白浜空港管理事務所					次 長			
	和歌山下津港湾事務所					次 長			
	県 議 会				調 査 員	総括調査員		事務局次長	
教育委員会	共 通			※指導主事 ※社会教育主事 ※教育相談主事	主任指導主事 主任社会教育主事 主任教育相談主事 ※専 門 員				
	本 庁	※体育指導員		※人事主事 ※政策推進員	分 室 長	室 長 教育企画員		局 長	

地方機関	教育センター 一学びの丘					教育相談 室長	副 所 長			
	図 書 館	※司 書		副主査司 書	主査司書	主任司書 センター 長	副 館 長 紀南図書 館長			
	近代美術館						副 館 長			
	博 物 館						副 館 長			
	紀伊風土記 の丘						副 館 長			
	自然博物館						副 館 長			
	県立学校						※事 務 長 事務長補 佐			
警 察	共 通			主 任						
	本 部	※保 健 師 ※航空整備 士				調 査 官 隊長補佐 校長補佐 師 範	※監 察 官 管 理 官 次 席 所 長 副 所 長 室 長 場 長 センター 長 首席師範	理 事 官	参 事 官	
	地方 機 関	警 察 署					会 計 官			
選 挙 管 理 委 員 会	本 庁						事 務 局 長 事 務 局 次 長			
	地方 機 関	分 局					分 局 長 分局長代 理			
	監 査 委 員 会					調 査 員	総 括 調 査 員			
	労 働 委 員 会								事 務 局 次 長	

海区漁業調整委員会						事務局長			
-----------	--	--	--	--	--	------	--	--	--

イ 研究職給料表級別職務分類表

組織		職務の級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
知事	地方機関	共通			総括主任 研究員		
		工業技術セ ンター			課 長	副 所 長 企 画 員	
		農業試験場				副 場 長	
		農業試験場 暖地園芸セ ンター			副 所 長		
		果樹試験場				副 場 長	
		果樹試験場 かき・もも 研究所			副 所 長		
		果樹試験場 うめ研究所			副 所 長		
		畜産試験場			副 場 長		
		畜産試験場 養鶏研究所			副 所 長		
		林業試験場				副 場 長	
		水産試験場				副 場 長	
教育委員会	地方機関	近代美術館			学芸課長 教育普及 課長		
		博 物 館			学芸課長		
		紀伊風土記 の丘			学芸課長		
		自然博物館			学芸課長		
警 察	本 部		研究員主 任	専 門 研 究 員	副 所 長		

別表第1中エの表をオの表とし、ウの表をエの表とし、イの表の次に次の1表を加える。

ウ 医療職給料表 (1) 級別職務分類表

組織		職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
知事	本 庁				技 監

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第23号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

組織		支給区分		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	7 種		
知事	本 庁	理 事	監察査察監	局 長	知事室次長	課 長	旅券事務長	副 課 長			
		危機管理監	参 事		行政改革担 当参事	企 画 員 (政策審議 課及び医務 課に置き、 本庁の課長 と同等の職 務を行う者 に限る。)	企 画 員	副 室 長			
		知事室長	技 監		国際担当参 事	生活安全参 事		室 長	総括審議員	総括監察査 察員	主 幹
		部 長			食品安全参 事				分 室 長		
		会計管理者			労働政策参 事				総括検査員		
					ねんりんピ ック担当参 事						
					参 事						
地方 機関	共 通							企 画 員	総括専門員		
									総括研究員	主 幹	
	振 興 局		局 長	局 長	参 事	部 長 (海草振興 局地域振興 部、海草振 興局健康福 祉部、那賀 振興局地域 振興部、那 賀振興局農 林水産振興	部 長	副 部 長	支 所 次 長		
				参 事 (那賀振興 局に置く医 療職給料表 (1)を適用さ れる者に限 る。)		副 参 事	支 所 長	支 所 次 長	海南工事事 務所次長		
						支 所 長	海南工事事 務所長		紀の川流域 下水道事務 所次長		
						ダム管理事					

					部、伊都振興局地域振興部、有田振興局健康福祉部及び西牟婁振興局地域振興部の長に限る。)	務所長 紀の川流域下水道事務所長 国道橋本建設事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所長	近畿自動車道紀南高速事務所次長	
東京事務所			所 長		次 長 (本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。)	次 長	企業誘致統括員	
県税事務所			所 長 (和歌山県税事務所及び紀中県税事務所の長に限る。)	所 長			次 長	
消防学校				参 事		校 長	副 校 長	
防災航空センター						所 長		
文 書 館				参 事		館 長	次 長	
環境衛生研究センター				所 長			次 長 部 長	
鳥獣保護センター						所 長		
消費生活センター				所 長				
男女共同参画センター				所 長				
動物愛護センター						所 長		
子ども・女性・障害者相談センター				所 長 参 事			次 長	
紀南児童相談所						所 長	次 長 分 室 長	
仙 溪 学 園						園 長	次 長	

精神保健福祉センター						所 長		
保 健 所						所 長 支 所 長	次 長 支 所 次 長	
高等看護学院			学 院 長	副 学 院 長		事 務 長	教 務 主 幹	
なぎ看護学校				参 事		学 校 長		
こころの医療センター			院 長	事 務 局 長			副 院 長 事 務 局 次 長 部 長 看 護 副 部 長	
難病・子ども保健相談支援センター						所 長		
公営競技事務所						所 長	次 長	
産業技術専門学院						学 院 長	副 学 院 長	
工業技術センター		所 長					副 所 長 部 長	
世界遺産センター							事 務 長	
農業試験場						場 長	副 場 長	
農業試験場暖地園芸センター						所 長		
果樹試験場						場 長	副 場 長	
果樹試験場かき・もも研究所						所 長		
果樹試験場うめ研究所						所 長		
畜産試験場						場 長		



	畜産試験場 養鶏研究所					所 長		
	林業試験場					場 長	副 場 長	
	水産試験場					場 長	副 場 長	
	農林大学校					校 長 所 長	副 校 長 教 授 林業研修部 長	
	農作物病害 虫防除所						所 長	
	家畜保健衛 生所					所 長		
	南紀白浜空 港管理事務 所					所 長	次 長	
	和歌山下津 港湾事務所			参 事		所 長	次 長	
県	議 会	事 務 局 長		事 務 局 次 長		課 長	副 課 長 総括調査員	
教育委員会	本 庁			局 長		課 長	室 長 副 課 長 教育企画員 主 幹 専 門 員	
	地方 機 関	教育支援事 務所					所 長	
		教育センタ ー学びの丘			所 長			副 所 長
		図 書 館					副 館 長	紀南図書館 長
		近代美術館			副 館 長			
		博 物 館			副 館 長			主 幹
		紀伊風土記 の丘					副 館 長	

		自然博物館				副館長			
		県立学校						事務長	事務長
警察	本部			参事官		課長 監察官	室長 センター長 (運転免許 課に置くも のを除く。)	次席 副所長	
選挙 管理 委員会	本庁					事務局長		事務局次長	
	地方 機関 分局						分局長		
監査委員		事務局長				課長		副課長 総括調査員	
人事委員会		事務局長				課長		副課長	
労働委員会		事務局長		事務局次長		課長		副課長	
海区漁業調整委員会								事務局長	

別表第2ウを次のように改める。

ウ 医療職給料表 (1)

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
4 級	2 種	109,300円	92,700円
	3 種	103,900円	88,100円
3 級	4 種	89,200円	66,400円
	5 種	83,900円	62,500円
	6 種	68,200円	50,800円

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第24号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則 (平成18年和歌山県人事委員会規則第18号) の一部を次のように改正

する。

第5条第1号中「100分の190」を「100分の180」に、「100分の230」を「100分の220」に改め、同条第2号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第25号

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表田辺警察署湯峯警察官駐在所の項から田辺警察署伏拝警察官駐在所の項までを削り、同表串本警察署佐田警察官駐在所の項の次に次のように加える。

新宮警察署湯峯警察官駐在所	田辺市本宮町渡瀬861番地の2	1級地
新宮警察署本宮幹部交番	田辺市本宮町本宮260番地の1	1級地
新宮警察署請川警察官駐在所	田辺市本宮町請川311番地の1	1級地
新宮警察署伏拝警察官駐在所	田辺市本宮町伏拝1000番地	2級地

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第26号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部地方機関の款男女共同参画センターの項中「所長」を「参事 所長」に改め、同款高等看護学院の項中「学院長」を「参事 学院長」に改め、同款工業技術センターの項中「所長」を「所長 企画員」に改め、同表教育委員会の部本庁の款中「教育企画監 局長」を「局長」に改め、同部地方機関の款博物館の項中「副館長」を「副館長 主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第27号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一

部を改正する規則

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(平成29年和歌山県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第36」を「別表第45」に改める。

別表第36を別表第45とし、別表第32から別表第35までを9表ずつ繰り下げ、別表第31を別表第38とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第39(第2条関係)

海南海草環境衛生施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 部長 事務局長

別表第40(第2条関係)

五色台広域施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 参事 事務局長 次長

別表第30を別表第37とし、別表第29を別表第34とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第35(第2条関係)

海南海草老人福祉施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 事務局次長
特別養護老人ホームやすらぎ園	施設長 施設次長 看護師長 介護士長 調理師長

別表第36(第2条関係)

那賀休日急患診療所経営事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 事務局員(人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)

別表第28を別表第33とし、別表第16から別表第27までを5表ずつ繰り下げ、別表第15を別表第19とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第20(第2条関係)

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
国保日高総合病院	院長 副院長 診療部長 部長 医長 科長 薬剤部長 副薬剤部長 事務長 次長 課長 課長補佐 看護部長 副看護部長 看護師長 主任助産師 主任看護師
日高看護専門学校	学校長 副学校長 事務長 課長 課長補佐

別表第14を別表第16とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第17(第2条関係)

和歌山県市町村総合事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 事務局次長 主幹

別表第18(第2条関係)

国民健康保険野上厚生病院組合の管理職員等の範囲

機関	職
国保野上厚生総合病院	病院長 副院長 診療部長 医長 技師長 技師長補佐 薬局長 薬局長補佐 看護部長 副看護部長 看護師長 事務長 事務次長 課長 課長補佐
国保野上厚生総合病院附属看護専門学校	学校長 副学校長 教務主幹

別表第13を別表第15とし、別表第8から別表第12までを2表ずつ繰り下げる。

別表第7町長部局の項中「幼児対策室長」を「債権管理回収室長 幼児対策室長 ねんりんピック推進室長」に改め、同表を別表第9とする。

別表第6を別表第8とし、別表第1から別表第5までを2表ずつ繰り下げ、附則の次に次の2表を加える。

別表第1 (第2条関係)

紀美野町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長 次長
町長部局	参事 会計管理者 課長 室長 専門員 主幹 課長補佐 室長補佐
教育委員会事務局	教育次長 課長 室長 主幹 指導主事 課長補佐 室長補佐
美里支所	支所長 次長 室長 主幹 室長補佐
国吉診療所	主幹 所長 副所長
長谷毛原診療所	主幹 所長 副所長
保育所	主幹 所長 副所長
こども園	主幹 園長 副園長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

別表第2 (第2条関係)

有田川町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長
町長部局	会計管理者 部長 課長 班長 (総務課において人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)
教育委員会事務局	教育部長 課長
清水行政局	局長 室長
保育所	所長
有田川町地域子育て支援センター	センター長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。